災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、道民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。
（応急生活物資の調達と輸送）
第２条　災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し、必要な指導・要請を行うものとする。
（生活物資の安定供給）
第３条　乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開をもって生活物資の高騰等の防止を図り、道民生活の早期安定に寄与するよう、道民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。
２　甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して道民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。
（ボランティア活動への支援）
第４条　乙は災害時において会員生協組合員のボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。
（防災意識の向上）
第５条　乙は会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。
（広域的な支援体制の整備）
第６条　乙は北海道以外を事業区域とする他の生活協同組合（連合会）や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。
（協定事項の発効）
第７条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。
（被災した都府県への応援）
第８条　乙は、甲が被災した都府県に対して生活物資の供給応援を行う場合においても、乙はこの協定の精神にのっとりできる限り協力するものとし、その取扱は甲乙協議の上決定する。
（連絡員の派遣等）
第９条　甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。
（担当者の設置と連絡会議）
第10条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、事務担当者の連絡会議を設置する。
２　連絡会議の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。
（確認書の作成）
第11条　この協定の詳細については、別途確認書を定めるものとする。
（協議）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１７年１１月２２日

甲　北　海　道
　　北海道知事　　高　橋　はるみ

乙　北海道生活協同組合連合会
　　会 長 理 事　　髙　柳　　裕

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

(目的)
第１条　北海道(以下「甲」という。)と北海道生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。)第11条の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認するものとする。
(協力要請)
第２条　甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し第４条に定める応急生活物資の供給について協力を要請することができる。
(業務の協力実施)
第３条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する各生活協同組合(以下「会員生協」という。)が保有する応急生活物資の優先供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。
(応急生活物資)
第４条　甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。
２　乙は、会員生協が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。
(要請の手続き)
第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給等要請書(別に定める様式)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。
(情報の提供)
第６条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供する。
２　乙は、会員生協をして業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供するものとする。
(応急生活物資の輸送)
第７条　甲は、乙が実施する応急生活物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(応急生活物資の受領)
第８条　甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。
(業務報告)
第９条　乙は、業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。
(費用負担)
第10条　第４条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価の支払については、甲が負担するものとする。
２　応急生活物資の対価については、災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた価格を参考として、甲と乙が協議して定めるものとする。
(費用の請求及び支払い)
第11条　乙は、応急生活物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。
(協議)
第12条　甲が災害救助法に関する事務の一部を市町村長に委託したときは、この実施細目に関し必要な事項を甲と乙が協議して定めるものとする。
２　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１７年１１月２２日

甲　北海道
　　北海道知事　　高　橋　はるみ

乙　北海道生活協同組合連合会
　　会長理事　　髙　柳　　裕

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第１条　道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第１項第１号、２号及び３号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第２条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

（１）飲料の供給
（２）現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
（３）一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
（４）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
（５）その他可能な協力

２　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（１）自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
（２）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
（３）配送ドライバー等による災害情報の提供
（４）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
（５）その他可能な協力

（支援の内容）

第３条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（１）災害情報の提供
（２）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
（３）庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
（４）その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）
第５条　乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）
第７条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）
第８条 この協定の有効期間は平成１９年３月３１日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　　北　海　道
北海道知事　　高　橋　はるみ

札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
乙　　北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役専務　　角野　中原

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第１条　北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ･コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第１項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第３条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第４条　甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

２　乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第６条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第７条　飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第８条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第９条　乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

（災害対応型自動販売機の取扱い）
第 10 条　災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

（費用負担）
第１１条　協定第2条第１項第１号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。
２　供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。
３　災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）
第 12 条　乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
２　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）
第 13 条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては広報部長とする。

（協議）
第 14 条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　　北　海　道
　　北海道知事　　高　橋　はるみ

札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
乙　　北海道コカ･コーラボトリング株式会社
代表取締役専務　　角野　中原

資料８－２(４－２)

(別紙)

平成　　年　　月　　日

災害時における飲料等の供給等要請書

北海道コカ・コーラボトリング㈱
代表取締役社長　様

北 海 道 知 事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第５条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要 請 理 由	
要請品目 及び数量等	別表のとおり
納 入 場 所	住所 名称 担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　絡　先	北海道総務部　　氏名 危機対策局防災消防課 電話　２０４－５００８　　ＦＡＸ　２３１－４３１４
口頭、電話等 による要請の 日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
備　　考	

〈別 表〉

災害時における主な供給飲料一覧

区　　分	品　　名 〔主な品目〕	容　　量 〔１箱入数〕	数　量 （要請書に添付する場合にのみ記載）
・容器入り水	・ミネラルウォーター 〔オロフレ山渓水 など〕	・2 ﾘｯﾄﾙ ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔 6本〕 ・500ml ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔24本〕	
・容器入り飲料	・茶系飲料 〔爽健美茶 など〕	・2 ﾘｯﾄﾙ ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔 6本〕 ・500ml ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔24本〕	
	・スポーツ飲料 〔アクエリアス〕	・2 ﾘｯﾄﾙ ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔 6本〕 ・500ml ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔24本〕	
	・炭酸飲料 〔コカ・コーラ、ファンタ など〕	・1.5ﾘｯﾄﾙ ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔 8本〕 ・500ml ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔24本〕	
	・コーヒー飲料 〔ジョージア〕	・250g 缶　〔30本〕 ・190g 缶　〔24本〕	
	・果汁入り飲料 〔Ｑｏｏ（クー）〕	・1.5ﾘｯﾄﾙ ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔 8本〕 ・500ml ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ〔24本〕	

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第１条　道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第１項第１号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

第２条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（１）物資の供給

（２）災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（３）甲から提供された災害情報を店舗に提供

（４）営業の早期再開

（５）その他可能な協力

２　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため　平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（１）店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供

（２）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（３）防災パンフレット等の店舗配置

（４）その他可能な協力

(支援の内容)

第３条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（１）災害情報の提供

（２）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（３）その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)

第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設

置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(情報交換)
第５条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)
第６条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)
第７条　この協定の有効期間は平成１９年３月３１日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
２　前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　北海道
北海道知事　高橋　はるみ

乙　札幌市中央区南９条西５丁目パーク９・５ビル
株式会社セイコーマート
代表取締役社長　田中　誠

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)
第１条　北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)
第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第２条第１項に定める協力を要請することができる。
２　甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙１）」を提出するものとする。

(物資の品目及び数量)
第３条　甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

(要請の手続き)
第４条　甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙２）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)
第５条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)
第６条　物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)
第７条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)
第８条　乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)
第９条　協定第２条第１項第１号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。
２　供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

(費用の請求及び支払い)
第10条　乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
２　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)
第11条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては法務部法務課課長とする。

(協議)
第12条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　北海道
北海道知事　高橋　はるみ

札幌市中央区南９条西５丁目パーク９・５ビル
乙　株式会社セイコーマート
代表取締役社長　田中　誠

別紙１

物資供給可能数量報告書

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　様

㈱セイコーマート　代表取締役社長

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第２条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

記

供給可能数量

発災直後		発災後３日以降	
品　名	供給可能数量	品　名	供給可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おにぎり 弁　当 パ　ン 飲料水（お茶等） その他		おにぎり 弁　当 パ　ン 缶　詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水（お茶等） その他	
下着類（　　）タオル（　　）懐中電灯（　　）乾電池（　　） 軍手　（　）ちり紙（　　）ろうそく（　　）ウエットテッィシュ（　　） カセットボンベ（　　） ※その他 （　　）（　　）　（　　）（　　） （　　）（　　）　（　　）（　　） （　　）（　　）　（　　）（　　）			

注：１日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成　　年　　月　　日

災害時における物資の供給要請書

㈱セイコーマート　代表取締役社長　様

北 海 道 知 事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第４条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要請理由	
要請品目及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者　　電話
連絡先	北海道総務部　　氏名 危機対策局防災消防課 電話　２０４－５００８　　ＦＡＸ　２３１－４３１４
口頭、電話等による要請の日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
物資の輸送方法（いずれかに○をつける）	・物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。 ・物資については、○○○○（場所）において、北海道に引き渡し願います。
備考	

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。

（２）　北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。

（３）　その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第２条　甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙第１号様式）」を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第１号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第１条の要請は、「物資発注書」（別紙第２号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。

４　乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（１）　引渡し日時及び場所

（２）　引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第６条　乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。また、引渡し場所までの運搬に関る費用は、運搬した者が負担する。

２　乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）
第７条　甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後１ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）
第９条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（平常時の活動）
第１０条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（その他）
第１１条　乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

（協議）
第１２条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１３条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第１４条　本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２０年２月２１日

甲　北海道

北海道知事

東京都品川区大崎一丁目１１番２号
乙　株式会社ローソン

代表取締役社長

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)が設置されたとき。

（２）　北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。

（３）　その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第２条　甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第１号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第１号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第１条の要請は、「物資発注書」（別紙第２号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。

４　乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（１）　引渡し日時及び場所

（２）　引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第６条　乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

２　乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）
第７条　甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後１ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）
第９条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（平常時の活動）
第１０条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（その他）
第１１条　乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

（協議）
第１２条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１３条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第１４条　本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２０年７月２４日

甲　北海道

北海道知事

東京都千代田区二番町８番地８
乙　株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）　甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。

（２）　北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。

（３）　その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第２条　甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第１号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第１号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第１条の要請は、「物資発注書」（別紙第２号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。

４　乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（１）　引渡し日時及び場所

（２）　引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第６条　乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

２　乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）
第７条　甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後１ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）
第９条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（平常時の活動）
第１０条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

（協議）
第１１条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１２条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）
第１３条　本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２０年７月２４日

甲　北海道

北海道知事

東京都千代田区二番町８番地８
乙　株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第１条　道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第１項第１号、２号及び３号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第２条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

（１）飲料の供給

（２）現地対策本部等応急対策拠点用地として乙の子会社である北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地を提供させること

（３）一時避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地及び倉庫を提供させること

（４）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供

（５）その他可能な協力

２　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（１）自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付

（２）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置

（３）配送ドライバー等による災害情報の提供

（４）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（５）その他可能な協力

（支援の内容）

第３条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（１）災害情報の提供

（２）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（３）その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を

設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）
第５条　乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）
第７条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）
第８条 この協定の有効期間は平成２１年３月３１日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲　　北　海　道
　　北海道知事

乙　　サントリーフーズ株式会社
　　代表取締役社長

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第１条　北海道(以下、「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第１項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第３条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第４条　甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

２　乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第６条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第７条　飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第８条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第９条　乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)
第１０条　災害対応型自動販売機の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

(敷地等の提供)
第１１条　甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)
第１２条　協定第2条第１項第１号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、乙が負担するものとする。
ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。
２　供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。
３　無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。
４　その他協定第２条第１項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)
第１３条　乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
２　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)
第１４条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては北海道支社企画課長とする。

(協議)
第１５条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２０年１２月１８日

甲　　北　海　道
　　北海道知事

乙　　サントリーフーズ株式会社
　　代表取締役社長

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)とイオン北海道株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第１条　道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第１項第１号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

第２条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない可能な範囲で協力するものとする。

（１）乙及び乙のグループ企業で調達可能な物資の供給

（２）営業の早期再開

（３）災害時支援ステーション～甲、乙双方からの提供情報など把握した災害情報の来店者等に対する提供（災害情報掲示板の設置等）、帰宅途上者の一時立寄支援所（トイレ、災害情報の提供、道路案内等）、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（４）店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の甲に対する提供

（５）敷地等の一時避難所、現地対策本部等応急対策拠点用地としての提供

（６）その他可能な協力

２　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（１）店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報の来店者及び甲に対する提供

（２）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（３）行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置

（４）地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加及び自社防災訓練の充実強化

（５）その他可能な協力

(支援の内容)

第３条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（１）災害情報の提供

（２）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（３）その他災害時に必要な支援及び前条第２項の協力に必要な情報の提供

(協定事項の発効)
第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。
２　災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第２条第１項に定める協力を実施することができる。

(情報交換)
第５条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)
第６条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)
第７条　この協定の有効期間は協定締結日から１年間とする。但し、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間自動更新されるものとし、以降同様とする。
２　本協定を解約する時は、甲乙双方又は一方が解約日１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
２　前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成　２２年　１月　２０日

甲　　北　海　道
　　北海道知事

乙　　イオン北海道株式会社
　　代表取締役

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第１条　北海道(以下、「甲」という。)とイオン北海道株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時において災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第１項に定める協力を要請することができる。

２　甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は乙のグループ企業を含め検討のうえ受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙１）」を提出するものとする。

(物資の品目及び数量)

第３条　甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙及び乙のグループ企業の供給可能数量並びに被害の状況に応じて決定するものとする。

(要請の手続き)

第４条　甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙２）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第５条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第６条　物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙及び乙のグループ企業が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第７条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第８条　乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(敷地等の提供)
第９条　甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)
第１０条　協定第２条第１項第１号の規定により乙及び乙のグループ企業が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。
２　前項により供給した物資の価格については、乙及び乙のグループ企業の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。
３　その他協定第２条第１項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)
第１１条　乙は、物資供給業務終了後、前条第１項及び第２項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
２　甲又は甲に要請した市町村は、前２項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)
第１２条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては管理本部総務部長とする。

(協議)
第１３条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成　２２年　１月　２０日

甲　　北　海　道
　　北海道知事

乙　　イオン北海道株式会社
　　代表取締役

覚　　書

北海道とイオン北海道株式会社は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃事態等又は緊急対処事態（以下「緊急対処事態等」という。）の際における物資の供給等について、下記のとおり覚書を締結する。

（準用）

第１条　緊急対処事態等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、平成２２年１月２０日付で北海道（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）が締結した「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」の規定を準用するものとする。

（協力の実施）

第２条　前条の準用に係る乙の協力については、乙の物資供給等が安全に実施できる範囲で行うものとする。

この覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成　２２年　１月　２０日

甲　　北海道
　　北海道知事

乙　　イオン北海道株式会社
　　代表取締役

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下「甲」という。)とホーマック株式会社(以下「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係社員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第１条　道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第１項第１号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

第２条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（１）乙で調達可能な物資の供給
（２）営業の早期再開
（３）災害時支援ステーション～乙からの提供情報など把握した災害情報を来店者等に対して提供（災害情報掲示板の設置等）、帰宅途上者の一時立寄支援所（トイレ、災害情報の提供、道路案内等）、近隣避難所情報等の提供・道路案内
（４）店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報を甲に対して提供
（５）その他可能な協力

２　乙は地域住民及び乙の関係社員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（１）店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報を来店者及び甲に対して提供
（２）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
（３）行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置
（４）地域又は行政機関が行う防災訓練に積極的に参加及び自社防災訓練の充実強化
（５）その他可能な協力

(支援の内容)

第３条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（１）災害情報の提供
（２）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
（３）その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)
第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下「本部等」という。）を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。
２　災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第２条第１項に定める協力を実施することができる。

(情報交換)
第５条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)
第６条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)
第７条　この協定の有効期間は平成２４年２月末日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２３年３月23　日

甲　北　海　道
　　北海道知事

札幌市厚別区厚別中央３条２丁目１番１号
乙　ホーマック株式会社
　　代表取締役社長

災害時における物資の供給等防災に関する協定実施細目

(目的)

第１条　北海道(以下「甲」という。)とホーマック株式会社(以下「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対本部を含む。)(以下「本部等」という。)を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第１項に定める協力を要請することができる。

(物資の品目)

第３条　甲が乙に供給要請する品目は、「災害時資器材等物資一覧(別紙１)」のとおりとし、乙において調達できるものとする。

(要請の手続き)

第４条　甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙２)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第５条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の引き渡し)

第６条　物資の引き渡しは、原則として乙が所有する店舗等など、乙が指定する場所において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、乙の同意のもと甲の指定する場所に輸送するものとする。

(物資の受領)

第７条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

(業務報告)

第８条　乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第９条　協定第２条第１項第１号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又

は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

２　前項により供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

３　その他協定第２条第１項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第１０条　乙は、物資供給業務終了後、前条第１項及び第２項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

２　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局危機対策課長、乙にあっては総務部総務課長とする。

（協議）

第１２条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２３年３月23　日

甲　北　海　道
　　北海道知事

札幌市厚別区厚別中央３条２丁目１番１号
乙　ホーマック株式会社
　　代表取締役社長

別紙1

災害時資器材等物資一覧

NO	資　器　材　名
1	携帯ラジオ
2	折りたたみ椅子
3	折りたたみ机
4	ベニヤボード
5	毛布
6	ブルーシート
7	ダンボール
8	自転車
9	各種事務用品
10	ロープ
11	一輪車
12	スコップ
13	革手袋
14	軍手
15	つるはし
16	バケツ
17	ヘルメット
18	レインコート
19	ハンマー
20	ドライバーセット
21	脚立
22	タオルケット
23	懐中電灯
24	湯茶セット
25	その他、甲が指定した物資